

# 社会福祉法人夢と虹の会 虐待防止委員会規程

## (目的)

第1条 本規程は社会福祉法人夢と虹の会の運営する障害福祉サービスにおける、虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という）の推進に努め、利用者のあんぜんと人権を擁護することを目的とする。

## (委員会の設置)

第2条 委員会は次のとおりとする。

- ① 委員は必要のある員数とし、その他必要とされる者を理事長が任命する。
- ② 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- ③ 委員長は管理者があたるものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- ④ 委員長が事故ある時は副委員長が職務を代理する。
- ⑤ 委員には、第三者委員及び保護者・利用者を加える事が出来る。

## (委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- ① 委員会は、年1回の定例会を開催するものとし、委員長が招集する。
- ② 臨時として、虐待の通報受付時等に委員長が招集し開催する。

## (委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- ① 職員行動規準を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- ② 虐待や虐待通報があるとき、又は、虐待のおそれがあるときは、虐待防止委員会において対応する。
- ③ 外部研修・外部の講師による虐待防止対策に特化した職員研修を年に1回以上行うこととする。

## (委員会の責務)

第5条

- ① 委員会は虐待が起らないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- ② 委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要がある時は職員に直接改善を求め、指導する事とする。